

公益社団法人東京都眼科医会定款施行細則

第1章 会員及び会費

(会員及び会費)

第1条 本会の会員の種別は次の3種とする。

- (1) A会員：病院若しくは診療所の管理者又はこれに準ずる者
 - (2) B会員：A会員またはC会員以外の会員
 - (3) C会員：医師免許取得の年度から起算して、定款第5条に定める会計年度を5期経ていないもの、あるいは、厚生労働省の定める卒後臨床研修（2年間）を終了したものにあっては6期経ていないもの。
- 2 各会員は原則として地区眼科医会の会員であること。但し、A会員にあっては原則として公益社団法人日本眼科医会及び公益社団法人日本医師会会員であること。
- 3 前項に定める各会員の会費の額については、代議員会で定める。

(会費の滞納)

第2条 会員が1年以上会費の納入を怠った場合には、滞納会費を納入するまでの期間、会員としての権利を停止されるものとし、会費滞納が2年以上に及んだ場合には会員としての資格を喪失する。

(会費の減免)

第3条 本会会員である期間が会計年度末において通算10年以上となった者で、かつ年齢が80歳を超えた会員については、会長は理事会の議決を経て、会費を免除することができる。

2 本会会員である期間が会計年度末において通算5年以上となった者で、長期にわたって傷病により診療に従事できない場合や、激甚災害指定など、特別な事情がある場合には、会長は理事会の議決を経て会費の減額或いは免除することができる。

(転入・転出者の会費)

第4条 都道府県眼科医会間の移動に伴う転入者にあっては、前所属道府県眼科医会の会費納入が確認できれば、当該年度の会費は徴収しない。転出者には、要請に基づき、会費納入証明及び当該年度会費減免要請書を発行する。

(会員種別変更時の会費)

第5条 同一会計年度内において会員種別の変更がある時には、会費の追徴及び返還は行わない。

(会員原簿の作成)

第6条 事務局は毎年12月31日現在における会員原簿を作成する。

第2章 地区眼科医会

(地区眼科医会)

第7条 本会は地区眼科医会を、足立区、荒川区、板橋区、江戸川区、大田区、葛飾区、北区、江東区、品川区、渋谷区、新宿区、杉並区、墨田区、世田谷区、台東区、中央区、千代田区、豊島区、中野区、練馬区、文京区、港区、目黒区、東多摩南部(調布市・府中市・狛江市・多摩市・稲城市)、東多摩北部(三鷹市・武蔵野市・小金井市)、西多摩(あきる野市・青梅市・羽村市・福生市・西多摩郡)、南多摩(八王子市・日野市)、町田市、北多摩西部(立川市・昭島市・国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市)、北多摩北部(小平市・東村山市・清瀬市・西東京市・東久留米市)、杏林大学、慶應義塾大学、順天堂大学、昭和大学、帝京大学、東京医科歯科大学、東京医科大学、東京慈恵会医科大学、東京女子医科大学、東京大学、東邦大学、日本医科大学、日本大学の43 地区に置き本会の業務を委託する。

2 地区眼科医会は地区会長を選出する。

(地区会長会)

第8条 本会の運営を円滑にするため、会長は必要に応じ、地区会長会を開くことが出来る。

第3章 会務

(会務分担)

第9条 本会は会務を執行するため、次の部を置く。

- (1) 総務部 (2) 経理部 (3) 公衆衛生部 (4) 学術部 (5) 学校保健部
- (6) 社会保険部 (7) 広報部 (8) 福祉厚生部 (9) 勤務医部 (10) 医療対策部
- 2 総務部は会務並びに会議に関する事務及び記録、事務所の管理運営、事務員の監督、名簿の発行その他各部に属さない会務の運営に必要な事項を行う。
- 3 経理部は、本会の経理を行う。
- 4 公衆衛生部は、公衆衛生知識の普及を図り、都民の眼科知識の啓発に努める。
- 5 学術部は、会員の医学の向上に寄与するために集談会、講演会、研修会等を開く他、医療従事者の教育を行う。
- 6 学校保健部は、学校保健に関する諸問題を処理する。

- 7 社会保険部は、保険医療の指導、研究及び調査を行い、その改善に努める。
- 8 広報部は、会報の発行、会員に対する広報事務、医療に関する種々の調査並びに情報処理を行う。
- 9 福祉厚生部は、会員の福祉、互助及び親睦を図り、会員同士の連携を密にし、医療の向上に役立てる。
- 10 勤務医部は、勤務医に関する諸問題に対処する。
- 11 医療対策部は、医療を取り巻く諸問題についての対応を行う。

第4章 選挙

(選挙)

- 第10条 選挙に関する事務は理事会が管掌する。
- 第11条 選挙の期日は、14 日前迄にこれを公示しなければならない。
- 第12条 理事、監事、裁定委員の選挙に立候補する者は、選挙期日の7日前の午後4時迄に、所定の様式により、その旨を会長に申し出なければならない。尚、会員2名の推薦により、本人の承諾を得た場合もこれに準ずる。
- 第13条 選挙にあたっては、議長が選挙立会人若干名を指名する。
- 第14条 理事、監事、裁定委員は連記無記名投票として、当選は得票数の順位による。但し立候補者数が定員数を超えない時は、代議員会の承認を得て当選者と決定し、投票を省略することができる。
- 第15条 当選者を決めるに当たり、得票数が同じである場合には、議長が抽選で決める。
- 第16条 第14条による投票で、次に掲げるものは、無効とする。
- (1) 所定の用紙を用いないもの。
 - (2) 候補者でない者の氏名、その他候補者の氏名以外を記載したもの。但し敬称を記載したものはこの限りでない。
 - (3) 記載した候補者の氏名が明らかでないもの。
 - (4) 連記投票の場合において、連記すべき定数を超えた員数を記載したもの。
- 第17条 補欠選挙については、第10条から第16条の規定を準用する。但し、緊急を要する場合には、理事会の承認を得て会長が指名する。この場合に於いては、次の代議員会において承認を得なければならない。

第5章 代議員及び予備代議員

(選任)

- 第18条 代議員及び予備代議員の選任は、第7条に定める地区眼科医会に委託する。

- 2 会長は、前項の委託に関する状況の報告を、地区眼科医会に対して求めることができる。
- 3 第1項の選任が適正に行われるよう、会長は必要と思料する処置の実施を、地区眼科医会に対して求めることができる。

(定 数)

第19条 代議員及び予備代議員の定数は、その選挙の前年の12月31日現在で作製された会員原簿の正会員数に基づき選出する。

第6章 会 計

(会 計)

第20条 本会の会計年度内における経費は、その年度の歳入を以って支弁する。

(予算作成)

第21条 年度の予算は、理事会の議を経て会長がこれを作成し、次の代議員会に報告しなければならない。

(補正予算)

第22条 既定予算の補正をしようとする時は、前条に準ずる。

第7章 表 彰

(表 彰)

第23条 会長は本会のために著しい功績を上げたものに対して、表彰することができる。

第8章 雑 則

(雑 則)

第24条 入会申込書等の様式、その他必要な事項は、理事会の定めるところによる。

附 則

1. この施行細則は、平成25年4月1日から施行する。
1. この施行細則は、平成27年6月1日から施行する。
1. この施行細則は、平成28年6月12日から施行する。
1. この施行細則は、令和元年6月8日から施行する。